

電気工事士免状の再交付申請について

第一種又は第二種電気工事士免状（旧電気工事士免状を含む。）を汚損、破損、紛失した場合は、下記により再交付の申請をしてください。

1. 申請先等

- (1) 申請先 千葉県電気工事工業組合（本部及び支部）
（本部）千葉市中央区道場南1丁目9番15号 電話：043-224-6086
ホームページアドレス <http://www.chidenko.jp/>
- (2) 申請方法 申請書類を持参の上、窓口で申請してください。
※郵送による申請は受付いたしておりません。

2. 申請できる方

千葉県知事から免状の交付を受けた方

※免状の再交付は、現住所に関係なく、免状を交付した都道府県知事が行います。
よって、他の都道府県知事が交付した免状の再交付手続きについては、交付した都道府県の電気工事士免状担当課へご確認ください。

3. 申請書類

- (1) 電気工事士免状再交付申請書
- (2) 手数料 千葉県収入証紙 2, 700円
※収入証紙は、県庁、地域振興事務所、市町村役場等で販売しています。
- (3) 写真2枚 縦4cm×横3cm、上三分身像、無背景、6ヶ月以内撮影のもの。
※裏面に氏名を記入してください。
- (4) 汚損又は破損した電気工事士免状

4. その他の注意事項

婚姻等により氏名が変わった場合には、再交付申請と同時に書換え申請が必要になります。

※詳しくは、産業保安課ホームページ「電気工事士免状の書換え」をご覧ください。

様式第4

電気工事士免状 再交付 申請書		×整理番号	
免状の種類	第一種 ・ 第二種	×受理年月日	
令和 年 月 日			
千葉県知事 様			
郵便番号		連絡先電話番号	
申請者住所			
フリガナ		生年月日	昭和・平成
申請者氏名	印		年 月 日生
電気工事士法施行令第4条第1項の規定により（第一種・第二種）電気工事士免状の再交付を受けたいので、申請します。			
免状の交付番号	千葉県 第 号		
免状の交付年月日	昭和・平成・令和 年 月 日		
再交付を受ける理由	1. 汚損 2. 破損 3. 紛失		

注意

- 1 写真2枚（縦4cm×横3cm、上三分身像、無背景、6ヶ月以内撮影のもの）を添付すること。
- 2 汚し、又は損じた免状は、この申請書に添えて返納すること。
- 3 失った免状を発見したときは、返納すること。
- 4 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。
この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。
- 5 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

写真貼付欄
同一写真2枚を持参し、窓口で貼り付けること。 写真を裏返しにし、上部をセロテープで止める（のり付けはしない）こと。裏面に氏名を記入すること。

手数料貼付欄 (千葉県収入証紙)

手数料貼付欄 (千葉県収入証紙)
